

一般財団法人 有機合成化学研究所
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及びこの法人の定款の定めに基づき、この法人の情報公開について必要な事項を定める。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第8条に規定する資料につき原則として、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第8条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、この法人の事務局が統括管理する。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第6条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第50条の方法によるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準について、公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法による。

(情報公開の対象資料)

第8条 この法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）

は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
 - (2) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名を記載した名簿）
 - (3) 職員名簿
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 貸借対照表
 - (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (8) 事業報告書
 - (9) 事業報告の附属説明書
 - (10) 監査報告書
 - (11) 財産目録
 - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (13) 役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程
- 2 公開対象資料は、正当な理由を有する者に対し、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 第1項第2号（役員等名簿）又は第3号（職員名簿）については、この法人の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録された部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、この法人が定める場所に常時据え置くものとする。
- 5 公開対象資料の据え置く期間等は、次のとおりとする。
- (1) 第1項第4号（事業計画書）、第5号（収支予算書）の書類については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に備え置かなければならない。
 - (2) 第1項第2号（役員等名簿）及び第6号（貸借対照表）から第13号（役員等に対する報酬等の支給基準）までの書類については、5年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

（閲覧場所・閲覧時期）

第9条 公開対象資料の閲覧場所は、この法人の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間はこの法人の業務時間内とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対して、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧の申請手続）

第10条 この法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長が説明

し、その経過は質疑応答簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。
4 前項の説明に当たっては、この法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

（費用負担）

第11条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

（電磁的記録）

第12条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。